

看護師国家試験の大阪府会場について、トイレ設備や交通の利便性などの受験環境を充実してほしい

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省近畿管区行政評価局（局長：茂垣栄一）は、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 27 年 12 月 17 日、近畿厚生局に対して、看護師国家試験の試験会場におけるトイレ設備の充足や交通の利便性について、同試験の出願者が増加傾向にあること等を踏まえ、受験者が安心して受験できる環境を確保する観点から、i）試験会場数、試験会場の選定、会場ごとの受験者数の配分等について検討すること、ii）休日ダイヤとなっている試験当日の路線バスの増便要請や会場までのシャトルバスの運行等について関係機関と協議することを検討するようあっせんしました。

【行政相談の要旨】

【相談者 1】

私の娘が看護師の国家試験を受験したが、試験会場は近畿で 2 か所しかなく（いずれも大阪府内の大学施設）、受験した試験会場では受験者の多さと比べて女性トイレの数が少ないため、休憩中には仮設トイレにも長蛇の列ができ、試験開始時間に間に合うかとても不安があったらしい。娘は、先輩から、例年このような状況にあることは聞いていたようであるが、受験者にとっては年 1 回の重要な機会であるので、試験会場を増やすなどの対策をとってほしい。
《行政相談委員が受け付けた相談》

【相談者 2】

看護師国家試験を大阪府会場で受験したが、受験案内で示されていた快速電車が停車する駅からの路線バスは便数が少なく、シャトルバスも運行されていないため、普通電車しか停車しない最寄り駅まで行き、徒歩で試験会場まで行くことにしたところ、駅や歩道は大勢の受験者で大変混雑して進まず、予定より大幅に遅れての到着となり困った。看護師を目指す後輩たちのためにも改善してほしい。
《電子メールで寄せられた相談》

■ 制度の概要及び実態

1 看護師国家試験

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき、厚生労働省が年 1 回（2 月中旬の日曜日）実施している国家資格試験で、各地方厚生（支）局（分室）が出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務を行っている。

試験は筆記により行われ、平成 27 年 2 月に実施された試験日のスケジュールは次のとおり。

〔平成 27 年 看護師国家試験スケジュール〕

集合時刻	説明開始時刻	試験時間（午前）	休憩【70 分】	集合時刻	説明開始時刻	試験時間（午後）
8 : 50	9 : 20	9 : 50～12:30	12:30～13 : 40	13 : 40	13 : 50	14:20～17:00

（注）近畿厚生局の資料に基づき、当局が作成した。

2 看護師国家試験出願者の状況

看護師国家試験の出願者数の推移をみると、表 1 のとおり、近年、各地の大学で看護学部・学科が新設されていること等もあり増加傾向がみられ、平成 27 年に実施された試験の出願者数は全国で 6 万 1,480 人、近畿厚生局で 1 万 300 人となっている。

なお、近畿厚生局は、出願者に占める女性の比率について、9 割程度と説明している。

表 1 看護師国家試験の出願者数の推移 (単位：人)

区 分	平成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
全 国	54,756	54,270	57,185	60,312	61,480
近畿厚生局	8,741	8,938	9,358	10,000	10,300

(注) 近畿厚生局の資料等に基づき、当局が作成した。

3 看護師国家試験の試験会場

(1) 試験会場

平成 27 年に実施された全国の看護師試験会場及び試験地ごとの出願者数は、表 2 のとおりであり、各地方厚生（支）局（分室）管内で、主に大学施設を会場として 1～7 か所で実施されている。

表 2 平成 27 年看護師国家試験（第 104 回） (単位：人、箇所)

区分	試験地	出願者数	試験会場数	試験会場
北海道厚生局	北海道	3,037	3	会議場 2、教育施設 1
東北厚生局	青森県	1,246	1	大学 1
	宮城県	3,044	1	会議場 1
関東信越厚生局	東京都	18,605	7	大学 6、会議場 1
東海北陸厚生局	愛知県	6,081	1	大学 1
	石川県	1,822	1	大学 1
近畿厚生局	大阪府	10,300	2	大学 2
中国四国厚生局	広島県	3,609	2	大学 1、会議場 1
四国厚生支局	香川県	3,426	2	大学 1、会議場 1
九州厚生局	福岡県	9,410	3	大学 3
沖縄分室	沖縄県	900	1	大学 1
合 計		61,480	24	大学 17、教育施設 1、会議場 6

(注) 近畿厚生局の資料等に基づき、当局が作成した。

(2) 1 試験会場あたり出願者数

平成 27 年の大阪府会場における 1 会場あたりの出願者数は、表 3 のとおり、約 5,000 人と、全国平均の約 2 倍となっている。

表 3 看護師試験 1 会場あたり出願者数（平成 27 年実績）

区 分	出願者数	会場数	1 会場あたり出願者数	指数
全国	61,480 人	24 か所	2,561.7 人	1.0
大阪府	10,300 人	2 か所	5,150.0 人	2.0

(注) 近畿厚生局の資料等に基づき当局が作成した。

(3) 大阪府会場における出願者数の推移等

近年、大阪府を試験地とする試験は、大阪府東部の大学施設 2 か所を借り上げて実施されている。

近畿厚生局では、同局が願書を受け付けた出願者について、表 4 のとおり、2 会場に配分している。

表 4 試験会場別の出願者数 (単位：人)

区 分	平成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
近畿厚生局	8,741	8,938	9,358	10,000	10,300
試験会場 1	4,445	4,528	4,270	4,452	4,845
試験会場 2	4,296	4,410	5,088	5,548	5,455

(注) 近畿厚生局の資料に基づき、当局が作成した。

4 行政相談があった試験会場における状況

(1) トイレ設備の確保

近畿厚生局は、行政相談があった試験会場 1（以下「本件試験会場」という）の主たる会場について、既設の女性用トイレに加え、男性用トイレの転用及び仮設トイレ（水洗）を設置する措置を採っているが、これらの措置によってもトイレ個室 1 室あたりの女性出願者数（当局推計値）は 38 人となっている。（平成 27 年 2 月実績）

表 5 本件試験会場の主たる会場における女性出願者数（推計値）及びトイレ個室数等

女性 出願者数	既設女性用 トイレ		近畿厚生局の措置状況				合計		1 室当たり 女性出願者数
			男性用の転用		仮設の設置				
	箇所数	個室数	箇所数	個室数	箇所数	個室数	箇所数	個室数	
4,024	15	43	12	33	2	30	29	106	38.0

（注）女性出願者数は、近畿厚生局の資料に基づく出願者数に 0.9 を乗じた推計値

(2) 試験会場への交通

ア 出願者への案内

近畿厚生局は、受験者に対し、本件試験会場までの交通手段として、i) 快速電車停車駅から路線バス(11 分)の利用、又は ii) 普通電車停車駅から徒歩(15 分)等を案内し、路上駐車など試験会場及びその周辺への迷惑防止のため、試験会場への貸切バス・自家用車・タクシーによる送迎を禁止している。

イ 快速電車停車駅からのバス利用等

試験当日（日曜日）に本件試験会場前に向かう路線バスの便数は、1 時間につき 1 ～ 3 本の運行であり、受験者の会場集合時刻である 8 時 50 分までの適度な時間に到着する便は限られている。

〔快速電車停車駅前の路線バス時刻表〕

時	平日				土曜			休日		
06	32	46			29			44		
07	10	30	45	59	02	32		08	32	56
08	14	28	42	57	02	24	50	16	38	58

（注）当局の確認結果による。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

（試験会場について）

- ① 全国的に 1 会場当たりの出願者数が 2,000 人～3,000 人程度であるところ、大阪会場では約 5,000 人となっており、本件試験会場において、休憩時間のトイレに長蛇の列ができるなど受験者に不安が生じている状況は問題である。

近畿厚生局は、受験者が安心して試験に臨めるよう、試験会場数、試験会場の選定等を検討すべきである。

（トイレ設備について）

- ② これまでトイレ設備に起因する大きなトラブルが起こっていなくても、トイレを我慢してじっくり考えられないなど申し出にくい不満や不安が表面化しなかっただけではないかと考える。

（注）試験時間中のトイレ利用は認められている。

(交通手段について)

- ③ 近畿厚生局は、駅から試験会場までの路線バスについて運行便数が少なく利用しづらい場合、路線バスの増便の要請や試験会場施設が運行するシャトルバスの運行について関係者と協議するなどの措置を講ずることが必要ではないかと考える。

【近畿厚生局に対するあっせん内容】

- 1 受験環境の充実について
近畿厚生局は、本件試験会場においては、恒常的に休憩時間のトイレに長蛇の列ができる旨の苦情等があること及び看護師国家試験の出願者が増加傾向にあることを踏まえ、受験者に安心して受験できる環境を確保する観点から、試験会場数、試験会場の選定、会場ごとの受験者数の配分等について検討する必要がある。
- 2 試験会場までの交通の利便性の確保等について
上記1の検討に当たっては、近畿厚生局は、受験者の交通の利便性を確保する観点から、休日ダイヤとなっている試験当日の路線バスの増便要請、会場までのシャトルバスの運行等について関係機関と協議することを検討する必要がある。

【参考1】行政苦情救済推進会議とは

近畿管区行政評価局では、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議を設け、受け付けた行政相談について、広い視野から検討し、的確で効果的な処理を図っています。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議 構成メンバー

(平成27年9月末現在。敬称略。座長以外は五十音順。)

役職	氏名	職業等
座長	児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
	今川 晃	同志社大学政策学部長、総合政策科学研究科長
	黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事長
	砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
	田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
	平松 毅	元関西学院大学法学部教授
	藤原 幸則	公益社団法人関西経済連合会理事

【参考2】行政相談委員とは

行政相談委員法に基づいて、総務大臣から委嘱された行政相談委員は、各市（区）町村に配置されており、国民の身近な相談相手、行政とのパイプ役として相談を受け付けています。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局首席行政相談官（楠本）

電話：06-6941-8166